

平成26年3月10日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求について

下記のとおり、特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求を行うことにしましたので、お知らせします。

記

- 銘柄 株式会社リソー教育 株式
(コード：4714、市場区分：市場第一部)
- 特設注意市場銘柄指定日 平成26年3月11日(火)
条文 有価証券上場規程第501条第1項第2号a
(上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合であって、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため)
- 上場契約違約金額 1,000万円
条文 有価証券上場規程第509条第1項第1号
(当取引所が、開示を行う場合の遵守事項に違反したと認める場合であって、当該上場会社が、当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められたため)
- 理由 株式会社リソー教育(以下「同社」という。)は、平成26年2月10日に不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査報告書を開示するとともに、同年2月14日及び同年2月17日に、平成20年2月期から平成26年2月期第2四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書等を提出しました。
これらによって、同社及び同社連結子会社では、代表取締役を含む多数の取締役の指示又は黙認の下で、未実施の授業の実施が仮装されるなど様々な手口で不適切な売上計上が行われ、売上高が総額で8,308百万円、当期純利益が総額で5,846百万円過大に計上されていたこと、訂

正の結果、当期純損失を計上する決算期が生じるなど各期の利益水準が大幅に低下するとともに、平成24年2月期は債務超過に陥ることが判明しました。

本件の原因行為は、同社の売上を過度に重視する経営方針及び短期間の営業成績に基づく人事評価制度のもとで、売上目標の達成が役員及び従業員の至上命題となる中、不適切な売上計上もやむを得ないという社内風土を背景として、様々な手口を駆使して行われたものであり、当該行為に関与した関係者には、コンプライアンス意識の著しい欠如が認められます。

また、同社の管理部門は、管掌する取締役が存在しないなど、社内での立場は弱く、チェック機能が脆弱でありました。更に、同社では、システムの仕様自体が不適切な売上計上を誘因しかねないものであったうえに、一部の連結子会社においては、システム上の欠陥が意図的に放置されておりました。

更に、監査役についても、十分な監査を行っておらず、監査法人や内部監査部門との緊密な連携も図られていなかったほか、内部監査部門も、十分な体制は整備されておりました。

以上を総合的に勘案すると、同社の内部管理体制等については、改善の必要性が高いと認められることから、同社株式を特設注意市場銘柄に指定することといたします。

また、本件については、代表取締役を含む多数の取締役の指示又は黙認のもとで、不適切な会計処理が長期間継続されていたものであり、また、訂正の結果、各期の利益水準が大幅に低下するとともに、債務超過に陥る決算期が生じた事実を踏まえると、当取引所市場に対する投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることといたします。

以 上